
*
* 令和 3 年度 第 8 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和3年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和3年11月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和3年11月10日 午後 1時42分 開会
3. 令和3年11月10日 午後 2時56分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	11	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	12	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	13	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	14	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	15	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	岡 辰 登	欠	16	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	吉 岡 孝	出	17	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
8	前 崎 輝 之	〃	18	土 岐 康 夫	〃			
9	西 村 匡 弘	〃	19	金 子 時 典	〃			
10	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 書記	江 草 伸 介 三 宅 秀 生 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件 許 可
		第36号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件 許 可
		第37号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件 許 可
		第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 12件 決 定
8		署 名 委 員
		17番 江 川 泰 司
		19番 金 子 時 典
9		議 事 の 内 容
		令和3年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録
		令和3年11月10日（水） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和 3 年度第 8 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。17 番江川委員と 19 番金子委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。
江草局長 議 長	－ 議案訂正朗読説明 － 事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、「議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。32 番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第 35 号 32 番朗読説明 － 32 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 75㎡です。譲受人の通作距離は、300m 以内、耕作面積は 7,435㎡。家族 1 人中、耕作人は 1 人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小見山委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地は譲渡人がきれいに管理されており耕作されています。次の譲受人の方もきちんと管理されると思います。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。32 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、32 番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に 33 番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第 35 号 33 番朗読説明 － 33 番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田 3 筆 1,692㎡です。譲受人の通作距離は 37km 以内、譲受人の耕作面積は 15,660㎡。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 江川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 地図を見ていただければ分かるが、対象地の真ん中には大きな池があります。その周囲を管理するということになるので、何ら問題ないものと思います。ご審議をお願いします。

議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員ですので、３３番については許可とすることに決定しました。
	次に３４番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３５号３４番朗読説明 － ３４番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田１筆６８６㎡です。譲受人の通作距離は１２０ｍ以内、譲受人の耕作面積は１，５１９㎡。家族８人中耕作人は２人、対価は１０ａ当たり４４万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１１月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
西村委員	図面を見ていただければ分かるが、八幡神社と寺の近くに位置します。譲渡人と譲受人が相談されて合意のうえで所有権移転するものです。現場はきれいに管理されており何ら問題ないものと考えます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、３４番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第３６号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。８番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３６号８番朗読説明 － ８番は、転用者が、申請農地を墓地用地に転用する案件です。申請農地は、畑１筆８．７５㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地となります。施設の概要は、墓地１区画８．７５㎡。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可見込み。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１１月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
山川委員	現場については、何も差しつかえがあるようなところではございません。家のはるか上の方にある墓地を下におろすということです。何ら問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 小林委員 江草局長 小林委員 議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 転用する土地の面積が8. 75㎡となっているが、その筆の全体面積ですか。 そうです。墓地の部分を分筆してその面積になっております。 わかりました。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。 次に9番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第36号9番朗読説明 － 9番は、転用者が、申請農地を墓地用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆19㎡。この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、墓地1区画19㎡。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可見込み。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 田角委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請地については、お墓の移設ということでしたが、上から下へおろすだけで、周辺への影響も何らないものと思われ。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。28番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第37号28番朗読説明 － 28番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、太陽光発電施設用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆1, 353㎡と、畑1筆1, 883㎡の計2筆3, 236㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10a当りの価格は、56万円、施設の概要は、太陽光パネル272枚、発電量49. 5kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、通産省の認定済みです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月2日に担当委

議 長 深本委員 議 長	員と現地調査を行っています。地図は、9 ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 周囲には耕作地は全く見当たりませんので、何ら影響ないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。28 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、28 番については許可とすることに決定しました。 なお、ただいま許可することに決定した28 番については面積が3, 000 m²を超えるため、岡山県農業会議に諮問し、許可相当の答申を得た場合は、直ちに許可処分することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員です。よって、28 番について岡山県農業会議に諮問し、許可相当の答申を得た場合は、直ちに許可処分とすることに決定しました。次に29 番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第37号29 番朗読説明 －
江草局長	29 番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、住宅用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆367 m²で、この農地の農地区分は、都市計画法の非線引の用途地域の第1種低層住居専用地域で第3種農地となります。転用地の10 a 当りの価格は、1, 090 万円。施設の概要は、木造2階建て住居72. 18 m²と駐車場3台分85 m²。建ぺい率26 %です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、10 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この農地につきましては、数年来耕作された形跡はありませんでした。周囲への影響もないものと思われるので許可が妥当であると考えます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。29 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、29 番については許可とすることに決定しました。 次に30 番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第37号30 番朗読説明 －
江草局長	30 番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、露天駐車場用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆577 m²で、この農地の農地区分は、都市計画法の非線引の用途地域の工業地域で第3種農地となります。転用地の10 a 当りの価格は、3, 293 万円。施設の概要は、露天駐車場用地16 台分。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用

	につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 タイガーマシン製作所の近隣はどんどん駐車場ができておりますが、その延長線上で駐車場にするというものです。周辺の状況からも差し支えないと考えます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。30番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
	挙手全員ですので、30番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に31番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第37号31番朗読説明 － 31番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、太陽光発電施設用地に転用する案件です。申請農地は、田2筆2,194㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10a当りの価格は、64万円。施設の概要は、1区画の太陽光パネル270枚、発電量44.5kw。2区画の太陽光パネル270枚、発電量44.5kw。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 吉岡委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この地図で見てもらって分かるとおり、高梁東中学校の東にあたる場所ですが、この辺りには次々と太陽光発電施設ができていて何ら問題ないと思います。ご審議をお願いします。
議 長 山川委員 吉岡委員 山川委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 現地へ行くための道はあるのですか。
議 長	あります。
	わかりました。
議 長	他に発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。31番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、31番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題と

いたします。事務局、一括で説明をお願いします。

議長

一 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 一

議長

なしとの声がありました。1 番から 1 2 番について一括で採決をとります。1 番から 1 2 番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員ですので、1番から12番について決定しました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第8回総会を閉会します。

会 長 土 岐 康 夫

17番 江川泰司

19番 金子時典